

平成 25 年 10 月 1 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について  
～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係を構築～

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構(以下「Re-Seed 機構」)(注1) との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を下記の通り締結いたしましたので、お知らせします。

弊行では、パートナー協定を通じて地域金融機関として事業資金の出し手となり、また、事業のコーディネーター役として、国土交通省、Re-Seed と密接な協力関係を構築することにより、不動産証券化手法を活用して、地域の不動産の再生を図ってまいります。また、併せて相互の情報交換やノウハウの提供等も行っております。

## 記

### 1. 趣旨

- ①弊行、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業(注2) 及び改正不動産特定共同事業法(注3) の活用を促進します。
- ②「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

### 2. 締結日

平成 25 年 10 月 1 日(火)

注1) 「環境不動産普及促進機構(Re-Seed 機構)」

耐震・環境性能を有する良質な不動産の普及啓発、調査研究及び情報提供、環境不動産の開発や改修等の支援、環境不動産の供給促進、不動産資産価値の向上、不動産投資市場の活性化、地球温暖化防止を目的として、25 年 2 月に政府が出資設立。

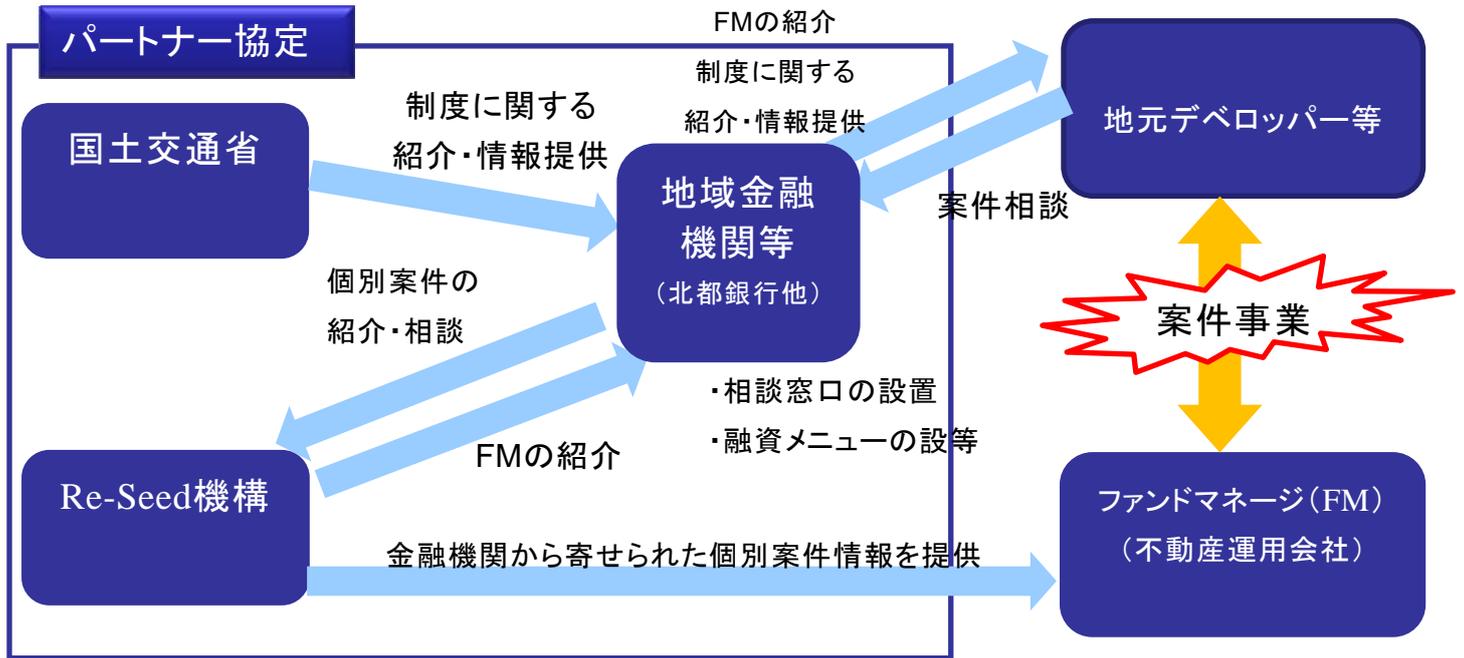
注2) 「耐震・環境不動産形成促進事業」

老朽・低未利用不動産に国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給。同時に、民間の資金やノウハウを活用し、耐震・環境性能を有する良質不動産の形成(改修・建替・開発事業)を促進。地域の再生・活性化及び地球温暖化対策を推進する事業。

注3) 「不動産特定共同事業法」

投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け、不動産取引を行い、その収益を投資家に分配する事業(不動産特定共同事業という)は従前認可が必要であったが、一定要件を満たした特別目的会社(SPC)には届出で事業が可能となるよう、6 月法改正されました

※本件スキーム図



以上